

【①の修学資金】

長崎県獣医師養成確保修学資金貸与事業（国事業）
の手引き

平成29年4月

一般社団法人 長崎県畜産協会

長崎県獣医師養成確保修学資金貸与事業（国事業）

【長崎県獣医師養成確保修学資金貸与事業の目的】

この事業は、将来、長崎県内で活躍しようと志している獣医学を専攻する学生に対して、修学資金をお貸しすることを目的としています。

【対象となる人】

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学で獣医学を専攻する学生のうち、将来、次の①～⑦に掲げる診療施設等（以下「県職員又は市町等」という。）で獣医師として産業動物の疾病の予防、治療若しくは家畜衛生に関する業務に従事しようとする方が対象です。

- ①長崎県農林部畜産課、家畜保健衛生所、農林技術開発センター畜産研究部門、肉用牛改良センター、農業大学校
- ②長崎県農業共済組合連合会
- ③長崎県北部農業共済組合
- ④長崎県南農業共済組合
- ⑤吉崎市家畜診療所
- ⑥一般社団法人松浦地区畜産振興会
- ⑦その他県と協定締結する診療業務等を行う診療施設

【貸与額等】

1 貸与額

月額 100,000円

2 貸与期間

貸与の決定した月から、大学の正規の修了年限で大学を卒業する月までの間

【貸与申請手続き】

長崎県獣医師養成確保修学資金貸与申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、提出期限までに一般社団法人長崎県畜産協会（以下「当協会」という。）へ提出して下さい。

1 提出書類

- (1) 履歴書（写真を貼ったものに限る。）
- (2) 戸籍抄本
- (3) 大学の学長又は学部長の推薦書（別記様式第2号）
- (4) 在学証明書（大学が発行したものに限る）
- (5) 学業成績証明書（貸与を受ける年度に大学に入学した者にあっては、提出を要しない。）
- (6) 連帯保証人となるべき人の保証書（別記様式第3号）
※連帯保証人は2人とし、独立して生計を営んでいる成年者でなければなりません。保証人のうち1人は、貸与を受けようとする者が未成年者であるときはその保護者、成年者であるときは父母兄弟又はこれに代わる者でなければなりません。
- (7) その他（必要な場合は、別途連絡します。）

【注意】貸与申請書の「貸与を受けようとする期間」は、「平成29年4月から平成30年3月まで」と記入して下さい。貸与決定後は、年度毎に1年間更新されるものとし、獣医師国家試験の受験資格を取得する年度まで同様となります。

2 提出先及び提出期限

○提出先 〒850-0047

長崎県長崎市銭座町3番3号

一般社団法人 長崎県畜産協会

○受付期間 平成29年5月26日(金)まで(期間内に必着のこと)

【貸与決定について】

当協会は、提出のあった申請書の内容を確認のうえ、長崎県に提出します。長崎県は、申請書の内容を審査し、面接を行ったうえで修学資金を貸与することの適否を決定し、適当と認めるときは、長崎県獣医師養成確保修学資金貸与決定通知書（別記様式第4号）により本人に通知します。また、選考されなかったときもその結果を通知します。

【貸与契約書の作成】

当協会は、長崎県から貸与決定の通知を受理した後、修学資金の貸与決定者との間で修学資金の貸与契約を行います。貸与を受けようとする者と貸与契約を行った場合は、契約書の写しを長崎県及び連帯保証人に送付します。

なお、契約書には、連帯保証人、修学資金の貸与額、貸与期間、契約の解除、貸与の休止、返還、加算金、延滞利子、返還金（加算金を含む。）の返還免除・猶予、返還金（加算金を含む。）、加算金の納付免除等に関する要件を備えるものとします。

【修学資金の交付】

手続きが完了後、原則毎年度5月、8月、11月及び2月に3か月分を貸与します。ただし、新規貸与における第1四半期分の交付、又は長崎県協会長が特別の理由があると認めるときはこの限りではありません。

【貸与の解除又は休止】

（1）貸与契約の解除

修学資金を受けた者（以下「獣医修学生」という。）が次のうちいずれかに該当する場合は修学資金の貸与を取り消すことがあります。

- ①大学を退学したとき
- ②獣医学を専攻しなくなったとき
- ③心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- ④学業成績が著しく不良になったと認められるとき
- ⑤死亡したとき
- ⑥修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- ⑦その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

（2）貸与の休止

獣医修学生が休学、若しくは停学の処分を受けたとき、又は同一学年の課程を再履修する事実があった場合には、これらの事実のあった日の属する月の翌月分から復学又は進級した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行いません。

この場合、すでに貸与された修学資金があるときは、復学又は進級した日の属する月以降の月の分として前もって貸与されたものとみなします。

期限内に進級届の提出がない場合も、修学資金の貸与を一時保留することがありますのでご注意ください。

【返還】

次の事項のいずれかに該当した場合は、既に貸与された獣医修学資金を、それぞれの事項に定める日から6か月以内に、利息とあわせて一括返還しなければなりません。ただし、災害、疾病その他やむを得ない理由により返還金を返還することが困難であると認められるときは、3年を限度として返還金の返還を猶予することができます。

利息の額は、修学資金の貸与時毎の金額に貸与を受けた日の属する月の翌日から各項に規定する事実が生じた日の属する月の末日までの日数に応じ、年10.95%の割合で加算した額とします。

※利息の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。

返還しなければならない事項	起算日
修学資金の貸与を取り消されたとき	貸与の取り消しの効力が生じた日
大学を卒業した年の4月1日から起算して2年以内に獣医師国家試験に合格しなかったとき	大学を卒業した年の4月1日から起算して2年を経過した日
獣医師免許を取得後1年以内に県職員又は市町等に獣医師免許の資格を有する者として勤務しなかったとき	獣医師免許を取得した日から起算して1年を経過した日
獣医師免許を取得後、産業動物獣医師等として従事した期間が、修学資金貸与期間の2分の3の期間に満たなかったとき	左欄の就業期間を満たせなかった日
死亡したとき（免除される場合があります）	死亡した日

【返還の猶予】

獣医修学生が、次の事由に至った場合、3年を限度として返還金の返還を猶予することができます。ただし、産業動物獣医師等として就業後の猶予期間は返還が免除される従事期間に算入されません。

- ①家畜衛生等に関する技術協力で海外に派遣されることとなったとき。
- ②就業予定先への就業直後から産業動物獣医師等としての業務に従事した後、就業予定先の都合（人事異動も含む。）により一時的に産業動物獣医師等としての業務以外の業務に従事することとなったとき。
- ③災害、疾病その他やむを得ない理由により返還金を返還することが困難であると認められるとき。

【返還債務の免除】

長崎県獣医師養成確保修学資金は、大学を卒業後2年以内に獣医師国家試験に合格し、合格した年に県職員又は市町等に獣医師免許の資格を有するものとして採用され、その業務に従事した期間が、修学資金の貸与期間の1.5倍に相当する期間に達した場合は、返還が免除されます。

【返還債務の裁量免除】

獣医修学生が次の事項のいずれかに該当することとなった場合は、修学資金の返還債務の全部又は一部を免除します。

裁量免除となる事項	免除割合
業務上以外の理由で死亡した場合	返還債務の1 / 2を免除
県職員又は市町等において獣医師として勤務しなくなった日から起算して1月以内に県職員又は市町等において獣医師として勤務して、勤務期間の合計が返還免除の要件となる期間に達したとき	返還債務の全額免除
疾病、負傷等やむを得ない理由により返還債務を免除できる期間に達しなかったとき	返還債務の1 / 2を免除
疾病、負傷等やむを得ない理由により返還債務の履行猶予を受けた後なお、修学資金を返還することが困難であると認められるとき	返還債務の1 / 2を免除

【返還債務の免除手続き】

返還債務の免除を受けようとする者は、長崎県獣医師養成確保修学資金の返還金の（全部、一部）の返還免除申請書（別記様式契-17号、契-18号）に免除を受けようとする理由を証する書類を添えて当協会に提出して下さい。内容を審査し、返還債務の免除を決定したときは、申請者に通知します。

【届出】

獣医修学生は、次の事項のいずれかに該当するときは、契約書別表の区分欄に掲げる各号の一に該当するときは、それぞれの各号に定める提出書を契約書別表の注に規定する期日までに提出しなければなりません。

契約書別表

区 分	届 出 書 名	別記様式 番号
1 契約者本人又は連帯保証人の住所・氏名・連絡先等が変更したとき	住所・氏名等変更届	契-1
2 進級したとき	進級届	契-2
3 留年したとき又は留年後進級したとき	留年届又は 留年後進級届	契-3
4 休学したとき又は休学後復学したとき	休学届又は 休学後復学届	契-4
5 停学処分を受けたとき又は停学処分後復学したとき	停学届又は 停学後復学届	契-5
6 退学したとき	退学届	契-6
7 修学資金の貸与を辞退するとき	辞退届	契-7
8 獣医学を専攻しなくなったとき	専攻中止届	契-8

9 大学を卒業した年次の獣医師国家試験で獣医師免許を取得しなかったとき	卒業年次の免許未取得届	契-9
10 大学を卒業した翌年次の獣医師国家試験で獣医師免許を取得しなかったとき	卒業翌年次の免許未取得届	契-10
11 獣医師免許取得後1年以内に産業動物獣医師等として業務に就業しないこととなったとき	業務未就業届 (産業動物獣医師等として業務に未就業の場合)	契-11
12 修学資金貸与期間の2分の3の期間満了前に産業動物獣医師等として業務に従事しないこととなったとき	業務非従事届 (産業動物獣医師等の業務に従事後、非従事となった場合)	契-12
13 産業動物獣医師等として業務に就業し始めたとき	業務就業届	契-13
14 産業動物獣医師等として業務に従事しているとき	業務従事状況届	契-14
15 勤務先(所属)、業務内容を変更したとき	勤務先・業務内容変更届	契-15
16 契約書第8条に相当し、返還金の返還猶予を申請する場合	返還金の返還猶予申請書	契-16
17 契約書第9条に相当し、返還金の全部の返還免除を申請する場合	返還金の全部の返還免除申請書	契-17
18 契約書第9条に相当し、返還金の一部の返還免除を申請する場合	返還金の一部の返還免除申請書	契-18
19 修学資金貸与期間の2分の3に相当する期間、産業動物の診療業務に従事し、従事期間満了の確認を求める場合	従事期間満了確認申請書	契-19

(注)

- 1 2及び3の届出は、修学資金の貸与間中、毎年度4月15日までに提出すること。
- 2 14の届出は、従事期間満了確認申請書を提出するまでの間、毎年度末に提出すること。
- 3 その他の届出又は申請書は、届出又は申請すべき事由が生じた都度遅滞なく提出すること。
- 4 契約書12条の別表に掲げる各種届出等については、本人自筆とする。

長崎県獣医師養成確保修学資金貸与事業(国事業)様式集 … 別冊

長崎県獣医師養成確保修学資金についての不明な点は、

一般社団法人 長崎県畜産協会

(TEL 095-843-8825)

までお問い合わせ下さい。

長崎県獣医師養成確保修学資金に関するQ & A

Q どういう人が修学資金を受けられますか？

A 将来、長崎県職員（家畜保健衛生所等において家畜の伝染病予防又は家畜衛生の向上等に関する業務に従事する者に限る。）又は、長崎県内の市町、農業共済組合連合会、農業共済組合若しくは農業協同組合が運営する家畜診療所に獣医師として勤務することを希望する獣医学を専攻する大学生が受けられます。

Q 修学資金の返還免除は受けられますか？

A 修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍を、長崎県職員（家畜保健衛生所等において家畜の伝染病予防又は家畜衛生の向上等に関する業務に従事する者に限る。）又は長崎県内の市町、農業共済組合連合会、農業共済組合若しくは農業協同組合が運営する家畜診療所で獣医師として業務に従事した場合は、修学資金の返還が全額免除されます。

Q 市町等が運営する家畜診療所であればどこでも一定期間以上勤務すれば返還免除となるのですか？

A 本事業の趣旨に賛同し、長崎県と協定書を締結した診療所に限られます。

Q 返還免除の要件となる期間に達する前に退職した場合はどうなりますか？

A 修学資金は全額返還となります。ただし、病気やけがなどやむを得ない事情であると長崎県が認めた場合は貸与額の2分の1が返還免除となります。